平成２７年（フ）第１９２号
神奈川県茅ヶ崎市東海岸北２丁目４番52―101号
破産者　株式会社Ｄｅｌｓ
1　決定年月日　平成27年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４０号
富山県射水市大門62番地の４
破産者　協同組合大門ショッピングセンター
1　決定年月日　平成27年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２５年（フ）第１２４２号
愛知県東海市東海町３丁目４番20号
破産者　レオ化研株式会社
1　決定年月日　平成27年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第６３９号
大阪府茨木市新堂３丁目14番２号
破産者　信和産業株式会社
1　決定年月日　平成27年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第８０２号
大阪府東大阪市東石切町２丁目６番38号
破産者　株式会社創研プロジェクト
1　決定年月日　平成27年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１３０２号
大阪府茨木市豊原町８番36号
破産者　船越樹脂工業株式会社
1　決定年月日　平成27年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３７７９号
大阪府箕面市船場東１丁目７番３号
破産者　株式会社カリヨネア
1　決定年月日　平成27年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４９６９号
大阪市城東区今福西２丁目５番10号
破産者　株式会社桃李
1　決定年月日　平成27年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５０５１号
大阪市東成区東中本２丁目３番24号
破産者　有限会社ミゾオソーイング
1　決定年月日　平成27年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３８０号
大阪府豊中市服部元町２丁目３番10号　柴野ビル１階
破産者　株式会社豊友
1　決定年月日　平成27年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第８０９号
大阪府中央区南本町１丁目３番23号
破産者　株式会社豊成建設
1　決定年月日　平成27年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１４６号
神戸市灘区大石東町４丁目１番11号
破産者　有限会社ケーズコレーガ
1　決定年月日　平成27年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１９５号
和歌山市小倉25番地
破産者　株式会社駿河屋
1　決定年月日　平成27年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第４２号
仙台市青葉区五橋２丁目７番９―304号
破産者　有限会社安斎埋木店
1　決定年月日　平成27年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第２７号
福島県会津若松市門田町大字御山字村下287番地の２
破産者　有限会社丸伸商事
1　決定年月日　平成27年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２６年（フ）第１４２号
愛知県豊橋市羽根井西町６番地の26
破産者　有限会社ソプラソット
1　決定年月日　平成27年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第１８１号
三重県鈴鹿市白子駅前26番16号
破産者　西井産業株式会社
1　決定年月日　平成27年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２５０号
名古屋市中川区八剱町３―19　五大ビル３Ｆ、住民票上の住所三重県四日市市川北２丁目８番20号　レオパレス川北101、開始決定時の住所三重県四日市市川北１丁目４―14
破産者　田中　義一
1　決定年月日　平成27年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第４５号
三重県四日市市新浜町４番６号
破産者　矢田　孝幸
1　決定年月日　平成27年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第４６号
三重県四日市市新浜町４番13号
破産者　矢田　健一
1　決定年月日　平成27年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第１１３号
三重県いなべ市北勢町新町176番地３
破産者　菅井　勝也
1　決定年月日　平成27年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係